

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

タイ向けに輸出される食品に関する輸入規制について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号）及び「タイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成 23 年 5 月 13 日付 23 国際第 157 号）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところ です。

8 月 2 日、タイ保健省は、輸入規制に関する省令改正（「放射性物質汚染のおそれのある食品輸入に関する条件」）を官報に掲載（発効は翌日の 8 月 3 日より）し、輸出証明書の取り扱いを下記のとおり変更しておりますので、お知らせいたします。

記

1. 改正された点

①規制対象となる食品の変更

規制対象となる食品から「食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質」が除外されました。（ただし、除かれるのは、工場で精製される合成化学物質のみで、天然素材から加工されたもの、天然の食品添加物等は引き続き規制対象。）

②放射性物質基準への適合証明を求められる都県（区分 2）の変更

山形県、新潟県、長野県、山梨県及び埼玉県の 5 県が区分 2 の対象県から除外され、神奈川県及び静岡県が追加されました。

③商工会議所の原産地証明の受付

区分 3 の産地証明について、これまでの輸出国の所管する政府機関（地方自治体を含む。）発行の証明書に加え、各地の商工会議所が発行する産地が記載された原産地証明書も受け付けられることとなりました。（ただし、一部商工会議所においては、原産地証明書に産地を記載することを認めていないケースや、取扱をしていないケースがあることにご留意願います。）

2. 新旧対照表

(改正前)

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工された全ての食品	3月11日より前に収穫、加工されたこと
2	<u>12 都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉)で生産された全ての食品</u>	タイの食品中の放射性物質基準(注)に適合すること
3	<u>12 都県以外で生産された全ての食品</u>	食品及びその主原料を産出した道府県

注： 放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kg を超えてはならない。

(改正後)

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工された <u>食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品</u>	3月11日より前に収穫、加工されたこと
2	<u>9 都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、東京、千葉、神奈川及び静岡)で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品</u>	タイの食品中の放射性物質基準(注)に適合すること
3	<u>9 都県以外で生産された食品添加物、風味を調整する物質、食品を保存するために使用される物質を除く全ての食品</u>	食品及びその主原料を産出した道府県

注： 放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kg を超えてはならない。